

## 国民の暮らしと命を守り抜く医療提供体制の確保に向けて

2021年1月21日

竹森 俊平

中西 宏明

新浪 剛史

柳川 範之

人口当たりの病床数が世界一多く、感染者数が諸外国より桁が少ないにもかかわらず、地域によっては新型コロナウイルス患者の受入病床が十分に確保されていない。全国で1万人を超える療養先調整者を早急に解消し、状況に応じて適切な医療を受けられるようにすることにより、一人でも救える命を救っていくことが喫緊の課題である。命にかかわる重症者に重点を置いた入院調整が急務である。

病床や医療従事者等の医療資源が新型コロナウイルスへの対応に十分活用されておらず、効率的な医療資源の配分ができていない。特に医療従事者の確保がボトルネックとなっているが、医療機関を超えた医療従事者の配置が進んでいない。一般医療と両立しつつ、平時と緊急時で医療提供体制を適時適切かつ柔軟に切り替える仕組みを構築していく必要がある。

昨年12月25日に策定された「感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制パッケージ」<sup>1</sup>や1月7日に総理が表明された加算措置<sup>2</sup>はこれらの課題に対応するものであるが、改正予定の感染症法等の活用も視野に、その進捗管理を徹底するとともに、以下の点について早急に対応すべきである。

また、新型コロナウイルスのワクチン接種の普及は、現在の厳しい局面を乗り越えるための希望の光であり、ワクチン接種担当大臣が置かれたことを高く評価したい。今後、必要なワクチンが迅速かつ的確に供給されるための体制づくり・実効性確保に向けて、ワクチン接種担当大臣の下、関係省庁、自治体、医療機関などが一丸となってその普及に万全を期すとともに、必要な情報を分かりやすく発信し、国民の安心を確保していくべきである。

## 1. 直ちにに取り組むべき課題

### (1) 医療提供体制拡充に向けた戦略的な傾斜配分と大胆なインセンティブ措置

- 1 当面、地域の実情に応じ、新型コロナウイルス対策への医療資源の戦略的な傾斜配分を行い、重症者に対応する重点医療機関への医療資源の集約化と、官民を問わず感染者を十分受け入れられる体制を早急に確保するため、供給拡大(病床、人員、その他)に対する大胆なインセンティブ措置を講じるべき。

### (2) 医療提供体制パッケージの実効性確保に向けた大胆な支援と進捗管理・見える化

- 1 厚生労働省と各都道府県は以下に掲げるデータをはじめ、医療従事者の確保を含めた医療提供体制の進捗管理・見える化を徹底し、随時国民に情報を提供し、安心を確保すべき。

<sup>1</sup> 令和2年度予備費 2,693 億円。

<sup>2</sup> 2020年12月25日から2021年2月28日までに新たに受入病床を確保する場合、緊急事態宣言が発令された都道府県で1病床当たり450万円、発令されていない都道府県では同300万円の加算が行われることとされている。

- 各都道府県の国立、公立、公的等、民間の開設者別の病床数・病床稼働率
  - 上記の各開設者別の ICU、ハイケアユニット等を有する病床数とそれ以外の病床数
  - 上記の各開設者別の病床及びユニット等で実際に新型コロナウイルスを受け入れている病床数と受け入れ可能な病床数 等
- 1 緊急事態宣言下にある 11 都府県は、現行の病床確保計画から上積みする病床・重症者用病床の目標を設定し、医療提供体制パッケージ等を活用し、必要に応じて追加策を躊躇なく講じ、増床等の受け入れ体制の整備に最大限取り組むべき。その際、関係する省庁が一丸となってコロナに対応する増床に取り組むべき。

### (3) 機動的・柔軟な入院調整

各医療機関における重症度別の患者受入可能数と実際の受入状況に関する情報が不足している。重症度別に医療機関等への入院調整を行う保健所の司令塔機能が十分に機能しておらず、自治体(都と区、都と県、県と政令市)を超えた機動的・柔軟な入院調整ができていない。国と地方の間の責任分担・役割分担・情報共有ルールを明確化していく必要がある。

- 1 重症度等に応じた患者の受入調整の司令塔を都道府県が果たすべき。また、G-MIS<sup>3</sup>において、入院調整に必要な重症度別の患者受入可能数等の情報を日次ベースで更新し、医療機関間の受入調整に活用すべき。
- 1 都道府県は地域の病院会や医師会と連携し、発熱外来の拡充、自宅・宿泊療養者のモニタリングや症状が改善した患者の転院調整を効果的に実施するとともに、厚生労働省は必要な支援を行うべき。
- 1 患者の急増に備え、都道府県は都道府県域を超えた患者の受入調整に向けた体制を確保するとともに、厚生労働省は必要な支援を行うべき。
- 1 厚生労働省は都道府県と連携しつつ、保健所の人員体制の強化に加え、保健師や看護師等の専門人材を派遣する仕組み<sup>4</sup>を充実するとともに、保健所業務の民間委託やICT活用を支援すべき。

## 2. 今後、取り組むべき重点課題

- 1 今春に向けて、緊急事態宣言下での取組等を踏まえ、平時と緊急時で柔軟に医療資源を配分できる仕組みや最悪の場合を想定した業務継続計画(BCP)を策定すべき。
- 1 新たな感染症に備え、国内のワクチン開発支援体制についての検証を行い、必要な措置を講じるべき。

<sup>3</sup> 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(Gathering Medical Information System on COVID-19)。

<sup>4</sup> 都道府県ナースセンターに登録されている潜在看護師等の活用、日本看護協会による看護師等の応援派遣の仕組みの活用、国において派遣可能な専門人材を確保し、すぐに派遣できる体制の整備(IHEAT(人材バンク))が行われており、今後、都道府県における人材バンクの設置を含めた充実強化が予定されている。